

令和5年度

内部統制評価報告書

令和6年7月

山口県

このたび、地方自治法（以下「法」という。）第150条第1項の規定に基づき、「山口県の内部統制に関する方針」（令和2年3月10日公表。以下「方針」という。）を定め、及びこれに基づき整備した体制（以下「内部統制体制」という。）について、同条第4項の規定による評価を行うとともに、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

山口県知事は、県の内部統制の整備及び運用に責任を有しており、法第150条第1項の規定に基づき、方針を策定し、当該方針に基づき財務に関する事務に係る内部統制体制の整備及び運用を行っています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、内部統制の目的の達成を阻害する全てのリスクを防止し、又は当該リスクの顕在化を適時に発見することができない可能性があります。

2 評価の実施

山口県においては、令和5年度を評価対象期間とし、令和6年3月31日を評価基準日として、方針及び「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表。）に基づき、財務に関する事務に係る内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

上記2による評価作業を実施した結果、山口県の財務に関する事務に係る内部統制は評価基準日において有効に整備されており、評価対象期間において概ね有効に運用されていると判断しました。

4 不備の是正に関する事項

記載すべき事項はありません。

5 付記事項

令和5年度において、過年度における運用上の重大な不備を把握しました。

これは、税務課において、自動車税種別割の税率を引き下げる条例改正を令和元年度に実施した際、特定の車両に引き下げ前の税率を適用することについて条例への規定が漏れており、条例に根拠規定がないまま、令和元年10月から令和5年11月にかけて過大に課税していたものです。

事案の把握後、差額を還付し、令和6年2月議会において条例改正を行いました。当該事案については、山口県における税務行政に対する信頼の低下を招いたものと考えており、このようなことが二度と起こることのないよう、組織的なチェック体制を強化するとともに、研修の実施による職員の資質向上を図ることにより、再発防止の取組を徹底することとしています。

令和6年7月9日 山口県知事 村岡 嗣政

山口県知事 村 岡 嗣 政 様

山口県監査委員	友 広	巖
同	曾 田	聡
同	古 林	照 己
同	正 司	尚 義

令和 5 年度山口県内部統制評価報告書審査意見について

地方自治法第 150 条第 5 項の規定に基づき審査に付された令和 5 年度山口県内部統制評価報告書について、その審査をしたので、下記のとおり意見を提出します。

記

1 審査の対象

令和 5 年度山口県内部統制評価報告書

2 審査の着眼点

監査委員は、内部統制評価報告書について、山口県知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、また、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い、審査するものとする。

3 審査の実施内容

令和 5 年度内部統制評価報告書について、山口県知事及び内部統制評価部局から報告を受け、山口県監査委員監査基準及び内部統制評価報告書審査実施基準に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」(平成 31 年 3 月総務省公表。以下「ガイドライン」という。)に基づき審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

4 審査の結果

令和 5 年度山口県内部統制評価報告書及び関係資料について上記 2 及び 3 に基づき審査したところ、知事は、ガイドラインに基づく評価手続に沿って、内部統制の整備、運用の状況について適切に把握し、評価していることを確認した。

また、評価の過程で、知事は、「山口県の財務に関する内部統制は評価基準日において有効に整備されており、評価対象期間において概ね有効に運用されている。」と適正に評価していると認められることから、内部統制評価報告書における評価手続及び評価結果の記載は相当であると判断した。

5 過年度における運用上の重大な不備事案に関する意見

令和元年度に実施した条例改正の規定漏れについて、運用上の重大な不備があったとの報告があった。

これは、条例に根拠規定がないまま4年以上にわたり過大に課税していたもので、還付金により県に大きな経済的不利益を生じさせただけでなく、正確であるはずの県条例や規則に対する県民の信頼を失墜させる重い問題であると、厳しく受け止めなければならない。

特に、このたびの山口県税賦課徴収条例における規定漏れは、県税収入により県政が成り立っていることを考えると、同様の事案を二度と起こさないための対策を講じる必要がある。

県では、把握された本不備事案を受けて、組織的なチェック体制を強化するとともに、研修を実施する等再発防止の取組を行ったところであるが、他の条例や規則においても類似の事案が発生することがないようにリスク管理は不断に行う必要があると考える。

条例や規則の改正漏れに対する再発防止については、リスク対応策を確実に実施するとともに、現在の対応策で十分か検証を行いながら、適切な再発防止策の整備に努められたい。